

Harmony通信

vol.192
2021.02

URL: <http://www.harmony-office.com/>
mail: info@harmony-office.com
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



りんどう photo by 花鳥様

3月1日から障害者雇用率が引き上げられます

◆改正の概要

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念のもと、障害者雇用促進法において、事業主には、障害者雇用率以上の割合で対象障害者を雇用する義務が課されています。この法定の障害者雇用率が、令和3年3月1日から0.1%引き上げられることになりました。

改正の経緯としては、平成30年4月1日施行の改正で、法令上は、2.0%から「2.3%」に引き上げられました。但し、経過措置として、平成30年4月1日から起算して3年を経過する日より前に廃止することとして、当分の間は、「2.2%」とすることとしていました。この経過措置の廃止の期日が、「令和3年3月1日」とされ、結果的に、同日から法令上の「2.3%」が適用されることになりました。

◆障害者雇用率

事業主（国および地方公共団体を除く）は、その雇用する対象障害者（※）である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる）以上であるようにしなければなりません（障害者雇用促進法43条1項）。

※対象障害者とは、身体障害者、知的障害者または精神障害者（精神保健および精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る）をいいます（障害者雇用促進法37条2項）。

この障害者雇用率が、3月1日から以下の通りとなります（いずれも同日前より0.1%引上げ）。

- ・民間企業 2.3%
- ・一定の特殊法人 2.6%
- ・国、地方公共団体等 2.6%
- ・都道府県等の教育委員会 2.5%

◆障害者雇用率引き上げの留意点

対象となる一般事業主（一定の特殊法人を除く）の範囲が従業員43.5人以上に広がります。

- ・尚、その事業主には以下の義務があります。
- ・毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告すること
- ・障害者雇用の促進と継続を図るための障害者雇用推進者を選任するよう努めること

編集後記

毎年この時期は、百貨店をはじめチョコレート商戦が賑やかに展開していますね。コロナウイルス終息はまだ先ですが、綺麗で美味しそうなチョコレートを見るだけで気持ちが明るくなります。さて、日本では昭和30年代からバレンタインデーは、女性から男性にチョコレートを贈る日として定着しましたが、近年では、贈る相手を問わず、お中元やお歳暮のような感覚で家族、友人、お世話になっている方、あるいは自分自身へチョコをあげる日に変化しました。高級チョコから遊び心満載のユニークなものまで、枚挙に暇がないほど沢山の種類がある為、何を買おうか迷ってしまいますね。チョコレートは栄養価が高いことでも知られています。血管を守り糖尿病やメタボ予防の効果がと言われていますが、糖質、脂質も多く高カロリーなので食べすぎに注意です。今年の2/14は日曜日。皆様、素敵なお日取りになりますように。

TOPICS

令和2年「高齢者の雇用状況」～厚労省調査より

◆ほぼ100%の企業が高年齢者雇用確保措置を講じる

厚生労働省は、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した「令和2年「高年齢者の雇用状況」」（6月1日現在）を公表しました。同調査は、従業員31人以上の企業164,033社の状況をまとめたもので、これによると「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）のある企業は164,033社、99.9%（前年同比0.1ポイント増）でした。

育児休業中の就労について

◆育児休業中に就労することはできるか？

育児・介護休業法上の育児休業は、子の養育を行うために、休業期間中の労務提供を消滅させる制度です。よって、休業期間中に就労することは想定されていません。しかし、労使の話し合いにより、子の養育をする必要がない期間に限り、一時的・臨時的にその事業主の下で就労することができます。ただし、恒常的・定期的に就労させる場合は、育児休業をしていることになりません。

…最近、「復職前の時期に短時間、ご本人の復職準備のために臨時的に職場に出たい」「もし職場に出て業務を手伝ってもらった場合には、事業所は賃金を支払ってよいのか？」といったご相談をお受けすることがあります。結果的に復職日をいつにするのか、育児休業給付金受給の要件等も含め、予め準備が必要です。ご検討の場合には事前にご相談ください。

「36協定届」が新しくなります

◆改正の内容

2021年4月1日より36協定届の様式が新しくなります。改正内容は大きく2点あります。

- ① 36協定届における押印・署名の廃止
- ② 36協定の協定当事者に関するチェックボックスの新設

※新旧様式の適用、その他留意点などについては、厚生労働省リーフレットにてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000708408.pdf>

Harmony通信 2021.02

#発行：2021年2月10日

#編集・構成：合同会社Melody



Harmony司法書士行政書士事務所
Harmony社会保険労務士事務所
合同会社Harmony

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38

クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

URL: <http://www.harmony-office.com/>

URL: <https://melody-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

